

みなさんの暮らしを守ります！



こちら消防 119

11月9日(土)～15日(金)は
「秋季火災予防運動」実施期間です



<<< 平成 25 年度全国統一防火標語 >>>

消すまでは 心の警報 ONのまま



これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。たき火をするときは水バケツ等の消火の準備をする、風の強い日はしないなど、火の取り扱いには十分注意しましょう。

期間中の
主な行事

- ①消防訓練
- ②事業所等の立入検査
- ③高齢者家庭の防火指導 等



【住宅防火】いのちを守る7つのポイント

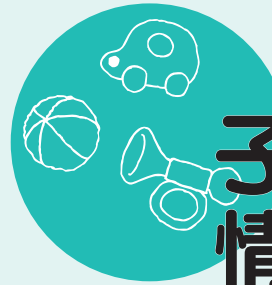
3
CS
習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4
つ
の
対
策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

宇部・山陽小野田消防局予防課 (☎ 21-7599)



子育て 情報ナビ



11月は「児童虐待防止推進月間」です

<<< 平成 25 年度児童虐待防止推進月間標語 >>>

「さしのべた その手がこどもの 命綱」

児童虐待に関する相談件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

児童虐待問題は、社会全体で早急に解決すべき課題であり、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの自立に至るまで切れ目のない総合的な支援が必要です。また、これらの総合的な対策が地域に根づき、効果的に実施されていくためには、幅広い国民の理解が不可欠です。そのため、平成 16 年度から児童虐待防止法が施行された 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、社会全般で児童虐待に対する深い関心と理解が得られるよう、全国各地でキャンペーンが展開されています。地域が一体となって、かけがえのない子どもたちの命を守りましょう。

「児童虐待」あなたにできること

- 虐待と思われる事実を知ったら通報する
- 子育てに悩んでいる人は、ひとりで抱え込まずに相談する
- 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談する
- 虐待を受けた子どもたちの自立を支援する輪に協力する



こども福祉課 (☎ 82-1175)



【問い合わせ先】
環境課 ☎ 82-1143

■古着・布類の出し方

古着（ズボン、スカート、ポロシャツ等）・布類（タオル、シーツ等）は透明または半透明の袋に入れるか、ひもではばるなどして「空かん、古着・布類、発泡スチロール、白色トレイ」の日に出してください。

下記のことにご注意しましょう。

- 毛糸・ニット製のもの、下着や油などで汚れた古着は、燃やせるごみに出す
- 寝具類（布団、毛布等）・敷物類（じゅうたん、座布団等）は、燃やせないごみに出す



資源ごみ売却収入

9月分

5,074,143 円

平成 25 年度累計

25,082,291 円

指定ごみ袋手数料収入

1,352,013 円

8,741,713 円